

平成 27 年度地域型住宅グリーン化事業 採択グループへのご案内

この度、平成 27 年度地域型住宅グリーン化事業（以下「H27 グリーン化事業」という。）の採択を受けたグループ及び中小住宅生産者等向けに、補助金交付申請等の手続き等に関しましてご案内いたします。

詳細は現在準備中となっておりますが、以下にご注意頂きたい事項等をまとめましたのでご参照ください。

□ H27 グリーン化事業における主な留意点について

- ① H27 グリーン化事業は、以下の 4 種類の事業があり、それぞれ支援室が異なります。
 - (1) 長寿命型（長期優良住宅：木造、新築）
 - (2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅：木造、新築）
 - (3) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅：木造、新築および改修）
 - (4) 優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物（非住宅）：木造、新築）長寿命型等実施支援室では、H26 年度事業と同様、(1) 長寿命型及び (4) 優良建築物型の交付申請等を受け付けます。(2)、(3) の高度省エネ型は、高度省エネ型実施支援室で受け付けとなります。
- ② 同一の住宅を前項(1)(2)(3) に重複して申請することはできません。
- ③ ①(1)～(3)の住宅の配分額の中には、**地域材加算**が設けられています。
- ④ 長寿命型を採択されたグループへの**配分額は、補助金の活用実績のない施工事業者の実施枠と施工業者に制限を設けない実施枠が設けられています。**なお、地域材加算の適用可能額の上限は、それぞれの実施枠に設けられています。
- ⑤ 補助額は、配分額の範囲内で 1 戸当たり 50 万円から 120 万円の範囲で 10 万円単位に選択可能です。**100 万円を超える場合は、地域材加算の要件を満たす必要があります。**
- ⑥ 地方公共団体等の補助金等との併用については、**国庫補助が含まれていない場合は併用ができます。**他の補助金との併用をご検討される際は、補助対象や補助の条件について地方公共団体等にご確認ください。

□ 補助対象となる長寿命型住宅の要件について

H27 グリーン化事業の補助の対象となる長寿命型住宅（以下「対象住宅」という。）については、次の全ての要件を満たす住宅が対象です。

- ① 地域材を活用する木造住宅
- ② 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅
- ③ 所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住宅
- ④ グループに対する採択通知発出日（第1回；平成27年6月24日、第2回；7月上旬予定）以降に着工、平成27年度中（平成28年3月31日まで）に着手する住宅
- ⑤ 住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者が設計、施工、または工事監理に関わる住宅
- ⑥ 中小住宅生産者等による次の何れかの住宅
 - 1) 建築主と住宅の工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅
 - 2) 買主と売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅

※ 対象住宅は、平成 27 年度内に事業に着手（請負契約による住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）する必要があります。採択された戸数内であっても、平成 27 年度中（平成 28 年 3 月 31 日まで）に着手に至らないものについては補助の対象となりません。

※ グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した住宅は補助の対象となりませんので十分にご注意ください。

なお、着工の制限については、上記④の他、法令上の着工制限が解けた後（建築確認済証の交付後、長期優良住宅の認定申請行った後等）である必要もありますのでご注意ください。

※ 高度省エネ型の住宅に関しては、高度省エネ型実施支援室（TEL 03-5579-8250）で受け付けとなります。

□ 補助対象となる優良建築物型の要件について

H27グリーン化事業の補助の対象となる木造建築物（以下「対象建築物」という。）については、次の全ての要件を満たす建築物が対象です。

① 地域材を活用する木造建築物

②採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される建築物

③以下の 1) から 3) のいずれかの認定または評価等を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）するもの

1) 所管行政庁による認定低炭素建築物の認定

2) 評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価

・ BEI の値 1.0 以下

3) 認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の認証

・ 建築物の環境効率（BEE ランク）1.0（B+）以上

※ 上記 2) の場合は、BEI の値に応じて以下の a) から f) の 6 つの項目との組み合わせを要件とします。

BEI の値が 0.9 を超え 1.0 以下（★★）の場合は任意の 2 項目、BEI の値が 0.9 以下（★★★以上）の場合は任意の 1 項目を満たす必要があります。

a) 外皮の基準が、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準」に定める省エネルギー基準相当であること

b) ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を設置していること

c) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を設置していること

d) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級 3 相当

e) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく建築物移動等円滑化基準を満たしていること

f) 内外装木質化

木質化の要件は以下のいずれかを満たすこととします。

i) 床、壁、天井などの内装について、床面積の過半の面積を地域材による仕上げとする。

ii) 外壁の見付面積の過半の部分を地域材による仕上げとする。

④床面積が 55 m²以上のもの

なお、対象建築物は、建築主と建築物の工事請負契約を締結し、かつ当該建築物の建設を自ら行う者によって供給される建築物である必要があります。

※ 対象建築物は、平成 27 年度内に事業に着手（工事請負契約等を締結した時点）する必要があります。平成 27 年度中に着手に至らないものについては補助の対象となりません。

※ グループに対する採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）した建築物は補助の対象となりませんので十分にご注意ください。

□ 補助金の活用実績のない施工事業者の実施枠について

H27 グリーン化事業の採択におけるグループへの配分額は、「①補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠（以下「①制限枠」という。）」と「②施工事業者に制限を設けない実施枠（以下「②制限無し枠」という。）」があり、「補助金の活用実績のない施工事業者（以下「補助金未活用事業者」という。）」とは、過去に地域型住宅ブランド化事業や木のいえ整備促進事業等、長期優良住宅の整備に対する補助のいずれも受けたことのない施工事業者のことを指します。

この補助金未活用事業者が「①制限枠」で実施できる戸数は1事業者当たり3戸を上限とし、「①制限枠」と「②制限無し枠」の合計で10戸を上限とします（ただし、主たる事業所（本社）が特定被災区域に存する施工事業者については、「①制限枠」と「②制限無し枠」の合計で20戸を上限とします）。

補助金の活用実績のある施工事業者が実施できるのは「②制限無し枠」のみとし、1事業者当たり10戸を上限とします（ただし、主たる事業所（本社）が特定被災区域に存する施工事業者については、20戸を上限とします）。

なお、複数の採択グループに所属する施工事業者であっても、1事業者当たりの上限戸数は上記と変わりません。

□ 平成 27 年度事業のホームページについて

「地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室のホームページ）」に、平成 27 年度事業の採択を受けたグループ及び中小住宅生産者等が、当事業の補助金交付申請等の手続きを行うために必要となる情報を掲載しました。下記の支援室ホームページURLより平成 27 年度事業のページにアクセスしてください。

支援室のホームページでは、「ニュース&トピックス」「重要なお知らせ」「申請窓口」「手続きマニュアル・様式」「よくある質問」等、補助金交付申請等の手続きを行うにあたり、大切なご案内を掲載いたします。

支援室のホームページの情報を更新しましたら「ニュース&トピックス」にてお知らせいたします。最新情報につきましては、支援室のホームページにアクセスしていただきご確認ください。

支援室ホームページURL：<http://www.chiiki-grn-chojyu.jp>

□ 補助金交付申請手続きマニュアルについて

H27 グリーン化事業の「地域型住宅グリーン化事業 補助金交付申請手続きマニュアル（平成 27 年度版）」につきましては、現在準備中となっております。手続きマニュアルが確定しましたら支援室のホームページに掲載いたしますので、最新情報は支援室のホームページの「ニュース&トピックス」にてご確認ください。（7 月上旬掲載予定）

□ 交付申請、実績報告の様式について

H27 グリーン化事業の申請様式等は、現在準備中となっております。申請様式等が確定しましたら支援室のホームページにて掲載いたしますので、最新情報は支援室のホームページの「ニュース&トピックス」にてご確認ください。（7 月上旬掲載予定）

□ 交付申請及び実績報告の受付について

H27 グリーン化事業の交付申請の受付は平成 27 年 9 月上旬頃から、実績報告の受付は平成 27 年 12 月中旬頃からを予定しております。

受付期間が決まりましたら、支援室のホームページや今後公表いたします手続きマニュアル等に掲載いたしますので、最新情報は支援室ホームページの「ニュース&トピックス」にてご確認ください。

□ 説明会について

H27 グリーン化事業の採択を受けましたグループ向けに、補助金交付申請等に係る説明会を 7 月 24 日（金）～30 日（木）に開催を予定しています。詳細につきましては、グループ募集時の適用申請書に記載されましたグループ事務局のご登録連絡先へ電子メールにてご案内いたします。（6 月 30 日案内予定）

なお、説明会の会場は、会場定員の関係上グループ事務局の所在地により指定させていただきますのでご了承ください。

□ 申請窓口について

H27 グリーン化事業の申請窓口は、平成 26 年度事業までの申請窓口と異なりますのでご注意ください。申請窓口が確定しましたら支援室のホームページにて掲載いたしますので、最新情報は支援室のホームページの「ニュース&トピックス」にてご確認ください。（8 月上旬掲載予定）

□ お問い合わせ先

補助金交付申請等の手続きに関するお問い合わせ先は次の通りとなります。なお、採択の内容に関するお問い合わせ先は、地域型住宅グリーン化事業評価事務局、高度省エネ型の住宅に関しては、高度省エネ型実施支援室までお願いします。

○申請窓口が確定するまでのお問い合わせ先は、下記までお願いします。

○申請窓口が確定した後のお問い合わせ先は、補助金の交付手続き全般については下記まで、個別の建設計画に関しましては、申請窓口までお願いします。

地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）

TEL 03-5229-7561

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：30～12：00

13：00～17：00

採択の内容について

(問合せ先) 地域型住宅グリーン化事業 評価事務局

TEL 03-3560-2886 (平日9:30~17:00)

高度省エネ型の申請について

(問合せ先) 地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型実施支援室 (ゼロエネ審査室)

TEL 03-5579-8250 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

地域型住宅グリーン化事業 (長寿命型等実施支援室)

150624